

「食品の表示制度」に対する私見

(H 1 4 - 7 - 1 9)

(社) 日本食品衛生協会 玉 木 武

これまで4回の食品表示懇談会が行われ、近々のうちに中間報告のとりまとめがされることとなりました。

この懇談会が開催されてからも、次々と明らかとなった食品の偽装表示や、不許可の食品添加物の使用、中国産の生鮮野菜に発見された多量の残留農薬など食品の安全にかかわる問題が多く発生し、相変わらず食品への信頼性が損なわれる事態が続いています。

この懇談会は、食品の表示制度が議論される場ですが、現在、政治や行政の場で食品衛生や食品品質に関わる表示が、食の安全確保や消費者保護に大きく関与するものとして俎上に上げられており、したがってこれらに関する慎重な議論や提言が求められています。

1．前回までの議論では、食品の表示に関して一元的な法律を制定すべきであるとの意見がいくつかみられました。

詐欺事件として告発の準備がされている牛肉の偽装表示に始まり、鶏肉の産地偽装、豚肉の種の偽表示、米の種類の偽表示（東京都生活安全課 34米穀専門店中、11店で違反表示。H14-7）など、偽装表示事件が発端となって「食品の品質表示」は国民の不信を増大させるところとなりました。

これは、誇大広告や偽の表示を取り締まる景表法が制定（昭和37年）され、告発などの行政措置が求められた昭和30年代から引きずってきた問題でした。

昭和35年に社会問題になった偽牛かん事件のようにラベルは牛肉、内容は鯨肉というように一目瞭然の偽物は影を潜めたものの、同種のものの中では上記のような偽装が当然のように横行していたと言われていました。

先日も「国産に化ける輸入雑穀」という記事が読売新聞に掲載されていました。

しかし、食品の品質表示への不信により、食品表示の一元化を図らなければならないと言う単純な帰結にはいささか疑問を持たざるを得ないところです。

後説するように一元的な見直し議論をすることにより、問題の多々あった重複表示事項の是正や、用語、定義の見直しは可能となりました。これは評価すべきことです。

2．6月15日に提出した私見にも述べておきましたが、食品衛生法は「飲食に起因する危害の発生防止」を、日本農林規格（JAS法）は「消費者の適切な商品選択に資する」ことを、そして景表法は「消費者の利益を保護する」ことを目的としています。

いずれの法律も、表示事項やその運用の点において問題とされる箇所が指摘されており、前述のようにこれらの見直しを否定するものではありませんが、一時の勢いでいたずらに制度を改正することは、行政のパフォーマンスにこそなれ、改悪になる可能性もあり、監視システムの混乱などにより、ひいては消費者にとっても決して利益となるとは考えられません。

3．また、食品衛生法が一般消費者の健康被害防止を図るべく業者の問題業務を規制する

役割を担い、十分とはいえないまでも全国 7、500 余人の高度の知識と技術を持った食品衛生監視員によるチェックと 600 余の保健所、100 を上回る都道府県、指定都市などの衛生研究所の検査機能による食の安全監視がある一方で、JAS 法では品質表示の多くが産地の表示や、製造方法、有機農産物かどうかなどチェック不能または困難な表示を求めています。また食品衛生法のような全国的なネットによる監視体制もなく、これらが性善説による表示といわれ、さらに、これらにより JAS 法が業の振興法的性格を濃厚に持つと言われるところとなっています。

品質表示基準のみをみれば消費者に販売する上で、その「選択に資するため」の必要事項を記載させると言う意味では規制法の形態を取っていますが、JAS 法全体をみると、JAS 規格を設定し、この基準をみたしたものには JAS マークの表示を認める、すなわち国がお墨付きを与えようと言うように、多分に振興法の役割を担ってきました。

4. 2 及び 3 で述べたように、表示に関する法の目的はおのこの法律で異なり、法の性格、法施行の体制・人数・資格も異なるこれらの法律を、一時的に頻発した品質表示の偽装事件を契機に、単純な一元化へ向けての議論を展開することは大変危険な発想といえます。

しかし、各表示法にいくつかの問題指摘がある以上、これらの指摘を改善すべき制度改革の芽はつづすことを避けるべきです。

5. それに関してまず、一つは、この懇談会で何人かの意見にあったように、品質保持期限と賞味期限の用語の統一と言ったような問題（第 2 回懇談会 資料 3）は、出来るところから統一を図って行くべきですし、また、重複表示についても目的に照らしていずれかの法に規定することで足りるものについては、その法に規定すればある程度の問題の解消につながることであります。

そもそも重複表示の大部分は、産地表示や有機栽培表示などを除くと、JAS 法において平成 9 年以降、食品衛生法で規定していた事項を品質表示として若干の表現を変えて取り入れたところに問題があり、その真意は理解しがたいが、この点が重複表示に関する検討材料のポイントとなると考えます。

6. また、表示の共通の目的、共通の原則と考えられる「消費者の選択に資すること」、「わかりやすい表示であること」などは『食品安全基本法』に明示され、それに基づき各食品表示の法律が食品安全基本法に規定された共通の目的、原則をふまえて運用することにより、現在指摘されている多くの表示に関する問題は解決すると考えます。

7. さらに、相談窓口の一元化については、地方行政の監視業務や窓口業務に大きく依存するところであります。某県では消費生活センターなどで一元的な対応をしているなどの発表もありましたが、すべての自治体でこのような対応が出来るかどうか不明であることから、自治体への意見照会などを含め自治体の現状や方針についての把握が必要であり、名を得て実をあげ得ない制度にならないよう努めることが重要と考えます。

8．なお、内部告発者の保護の問題が提言されました。この問題は食品産業一つに係わるものではなく、消費者行政全体に関係するものというべきで、内閣府における「消費者保護基本法」において検討されるべきものでしょう。従ってこの懇談会で方向性をだすことは不適當と思われるます。

しかし、多くの食品製造業では従業員の過半数がパート職員という特性があり、内部告発の発生しやすい業体であることから消費者保護基本法の制定には、特段の関心を持つべきでありましょう。

9．ワーキンググループによる検討を求める意見が出ておりましたが、私見として、やはりこの種の検討は法律で定められている審議会や調査会で行われるべきものであります。この懇談会は、厚生労働省食品保健部長と農水省総合食料局長の私的懇談会に位置付けられていることから、各種の「提言」の場としてとらえることが妥当なところと考えます。

また、アレルギー表示の件については厚生労働省の食品衛生審議会で決定されたものであり、消費者の意見は尊重されるにしても、表示すべき科学的社会的根拠があることから表示を義務付けたもので、表示をするしないの問題はこの場の議論の外にあると考えます。

10．6月15日の私見においても述べましたが、BSE対策事業をめぐり雪印食品が外国産品の牛肉を国産品と偽り、2億円に近い差益の詐取が社会問題になり、さらに福岡市の食肉販売会社「日本食品」が同様の詐取事件を起こしたと福岡県警の捜査を受け、その前後における内部告発による表示違反、いわゆる擬装表示の暴露により、食品の信頼を大きく損ない、さらに、それ以前のBSE牛の発現や不許可食品添加物の使用問題、中国農産品の大量農薬汚染などによって、国民の過半数において食への不信が高まり、現在に至っております。

これらの問題に対しては、関係省庁で鋭意対処されておりますが、ここでの表示の問題は、大所高所（食品安全基本法）での明文化は是非必要とは考えますが、餅は餅屋のことわざ通り、各表示の法律の目的や制定趣旨に従い、その法律の元で培われた行政監視や指導のシステムを尊重していくべきだと考えます。

しかし今後は、関係省庁間における横の連携や、一元的窓口の設定などを含め定期的な連絡会、関連法の改正時における共同作業などを構築していくことを平常化する事が現実的で実効のあがる方法と考えます。